

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者福祉に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

公表日

令和4年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。その他児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。</p> <p>②身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給認定、障害福祉サービス受給者証発行に関する事務、障害者手帳の交付に関して手帳の新規申請受理、申請に対する審査・応答、手帳情報の管理、手帳交付、変更・返還・再交付等に関する事務及び県への進達事務等を行う。また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行う。</p> <p>③特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格の認定に関する事務を行う。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。</p>
③システムの名称	障害福祉システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格管理ファイル 2. 支払ファイル 3. 所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8、11、12、14、34、47、84、101の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 15、16、25、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、87、106、109、116、121の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠): 67、68、69、85、108、109、110の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第二 条六項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高崎市 福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	高崎市福祉部障害福祉課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1	電話027-321-1245
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	高崎市福祉部障害福祉課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1	電話027-321-1245

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 15、16、25、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、87、106、109、116の項 (別表第二における情報照会の根拠): 67、68、69、85、108、109、110の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 15、16、25、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、87、106、109、116の項 (別表第二における情報照会の根拠): 67、68、69、85、108、109、110の項	事前	根拠法令名の追記 番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日: 令和3年9月1日
令和3年9月30日	I 1③システムの名称	障害者福祉システム 統合宛名システム 中間サーバー 宛名システム	障害福祉システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	事後	再評価による変更
令和3年9月30日	II 1.2 いつ時点の係数か	平成27年4月1日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	再評価による変更
令和4年10月1日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8、11、12、14、34、47、84の項	番号法第9条第1項 別表第一 8、11、12、14、34、47、84、101の項	事前	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行に伴う追加
令和4年10月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 15、16、25、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、87、106、109、116の項 (別表第二における情報照会の根拠): 67、68、69、85、108、109、110の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 15、16、25、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、87、106、109、116、121の項 (別表第二における情報照会の根拠): 67、68、69、85、108、109、110の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第二条六項	事前	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行に伴う追加
令和4年10月1日	II 1. 対象人数	令和3年9月30日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	再評価に伴う変更
令和4年10月1日	II 2. 取扱者数	令和3年9月30日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	再評価に伴う変更